

「予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)」に関する意見書

「予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)(以下、「CDR」という。)」とは、未来の防ぎうる子どもの死亡を少しでも減らすために、医療機関や行政をはじめとする複数の機関・専門家が連携して死亡した子どもの事例を検証し、予防策を提言する取り組みである。

CDRに関して我が国では、子どもや保護者、妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的として、2019(令和元)年12月に関係法令を施行し、子どもの死亡原因に係る情報の収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講じることとしている。

さらに2020(令和2)年度には、複数の都道府県において試行的にCDRを実施し、子どもの死亡に関する効果的な予防策を導き出すとともに、CDRの全国的な実施に向けた課題を抽出することを目的として、「都道府県CDRモデル事業」を開始した。

このような取り組みを通じ、予防可能な子どもの死を減らすためには、CDRに関する一層の体制整備が重要である。

よって、国会及び政府においては、下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1 CDRで扱う個人情報是非常にデリケートであり、管理にも十分な配慮が必要であることから、取り扱いなどに係る法令を整備すること。
- 2 CDRには遺族の理解と協力が不可欠であるため、遺族への協力依頼やケアも含めた在り方を検討すること。
- 3 子どもの死亡に関する検証の結果を集約化し、一元的に共有する仕組みを検討すること。
- 4 CDRに基づいた幅広い予防策を行うためには、十分な財源が必要となることから、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2024(令和6)年11月1日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣(こども政策)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)
(提出者) 全議員